空家バンク登録物件対象

令和8年度分
4/1
受付開始

空家バンクに登録して売買契約又は賃貸借契約が成立すると・・・

龍ケ崎市空家バンク活用促進事業

上限10万円 家財処分費 上限50万円 改修工事費 補助事業スタート！

空家バンク制度に登録された空家の売買等契約が成立し、一定の要件を満たした場合に、家財処分や改修工事に係る費用の一部を補助します。

費用補助までの流れ

STEP	物件登録者 家財処分費補助金 （空家に残った家財の処分費用）	交渉申込者 空家改修工事費補助金 （屋根・壁・天井、台所などの改修工事費用 ※解体対象外）
	・家財処分に要する経費が対象 ・上限10万円（対象費用1/2）	・改修工事に要する経費が対象 ・上限50万円（対象費用1/2）

1 空家バンク登録

まずは空家バンクに登録【必須条件】

空家等登録申込書を提出

居住していない、居住をしなくなる予定の家を登録し、「売る」「貸す」相手を探します。

交渉申込書を提出

空家を購入・借りたい方は交渉申込をして、空家バンクの物件情報を入手します。

2 物件売買契約

登録した空家の売却・賃貸

登録した物件を空家バンク交渉申込者と売却・賃貸の契約を結びます。

登録されている空家の購入・賃貸

登録されている物件の売却・賃貸の契約を結びます。

3 補助金申請

補助金交付申請書を市に提出 ▶ 補助金の交付決定

※家財処分費と空家改修工事費で添付書類が異なります。詳細はお問い合わせください

主な必要書類

- 事業補助申請書
- 実施計画書
- 費用が分かる見積書
- 処分前・施工前の写真
- 登録物件の売買契約書
- 誓約書

空家改修工事費補助金のみ必要

- 建築確認済証か耐震基準適合証明書
- 申請者の住民票の写し

4 実施・報告・請求

処分・工事の実施・実績報告・請求・補助金の支払い

補助金の交付決定後、業者との契約を行い、家財処分・改修工事を行います。
完了後、実績報告をいただいたのち、最終的な交付決定額を確定します。
確定後に、申請者から請求をいただき、市から補助金が支払われます。

申請書の入手方法

申請書をはじめとする**必要書類は、市公式ホームページからダウンロード**もしくは、**まちの魅力創造課窓口で配布**しています。

主な要件（詳細要確認）

- **空家バンク制度の登録者**
- **昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた住宅**
- **市内に本店・支店等がある業者が請け負うこと**

など、要件がありますので、ご確認ください。

お問い合わせ

龍ケ崎市まちの魅力創造課　空家対策室

0297-64-1111

龍ケ崎市　空家バンク